

世界文化遺産の登録までの手続き等

1

「世界遺産暫定一覧表」を世界遺産委員会へ提出

- ・我が国を代表し、「顕著な普遍的価値」を有する資産
- ・世界遺産委員会の登録方針に適合する資産

2

推薦書準備作業

「顕著な普遍的価値」の証明

- ・「世界遺産条約履行のための作業指針」に示す評価基準への適合
- ・真実性（オリジナルの状態を保っていること）・完全性（必要な要素がすべて含まれること）の証明

万全の保護措置

- ・構成資産の文化財保護法による指定・選定
- ・緩衝地帯の設定
- ・（包括的）保存管理計画の策定 等

3

推薦書作成

準備が整った資産について、文化審議会世界文化遺産部会が当該年度の推薦を答申

4

世界遺産委員会へ推薦書(暫定版)提出〔毎年9月30日期限〕

- ・世界遺産センターによる形式審査

5

推薦の決定

- ・文化審議会世界文化遺産部会(文化庁による推薦決定)
- ・世界遺産条約関係省庁連絡会議
- ・閣議了解(政府による推薦決定)

6

世界遺産委員会へ推薦書(正式版)提出〔毎年2月1日期限〕

7

国際記念物遺跡会議(ICOMOS)による審査

- ・現地審査、イコモスパネル(11月末～12月初)を含む約1年半の審査
- ※国際記念物遺跡会議(ICOMOS)：専門家で構成される国際非政府機関

8

イコモスによる評価結果の勧告〔世界遺産委員会の6週間前まで〕

9

ユネスコ世界遺産委員会で登録の可否を決定〔推薦翌年の6～7月〕

※世界遺産委員会：21か国から成る政府間委員会